

各部局長 殿

環境安全保健機構長
米田 稔

令和5年度 職員一般定期健康診断(従来型)の実施について(通知)
～受検日の事前予約をお願いします～

標記のことについて、下記のとおり実施いたしますので貴部局教職員に周知願います。

なお、あわせて雇入時の健康診断、有害業務従事者健康診断(第I期)を対象者に実施します。

会場にお越しいただく方の人数調整を必要とすることから、この健康診断についても、予約制を基本としますので、下記通知内容をご確認いただき、事前予約をお願いします。

受検当日は、会場スタッフの誘導等に従っていただき、スムーズな実施となりますようにご協力をお願いいたします。

記

対象者：

- ・一般定期健康診断は全教職員(11. その他(対象者の詳細他)参照)
- ・有害業務従事者健康診断は業務該当者(別紙3参照)
(派遣職員のうち有害業務に従事する者(別紙3参照)も、対象者に含まれます。)
- ・8月1日以前の採用で雇入時健康診断を未受検の者
- ・検査対象年齢の基準日は、実施日ではなく全て当該年度の4月1日です。
年齢により血液検査対象となる35歳、40歳以上の方については、4月1日にさかのぼった時点での年齢で検査対象を決めています。ご自身が該当しているかどうかを再度、確認いただくよう周知願います。(対象者は飲食等の制限がありますので、よろしく願います。)
*健康診断実施日には既に検査項目の年齢区分が異なっている場合もありますが、4月1日の項目で実施しますのでお間違えのないようお願いします。
職員一般定期健康診断(従来型)の期間中に雇入時の健康診断もあわせて実施します。
受付場所は同じですが、雇入時の健康診断該当者は受付時に確認をいたします。

1. 実施日程(時間)：

別紙1「令和5年度職員一般定期健康診断実施日程表(従来型)」のとおり

2. 受検日の事前予約について

事前予約制とさせていただきます。

地区ごとに基本的な部局割振をしますので、事前予約のうえ受検いただくよう周知の方よろしく願います。

予約方法は、Web 申込みとなります。

予約開始日:8月10日(木)

予約及び詳細:産業厚生部門の以下のページから願います。

➡ <https://u.kyoto-u.jp/employee/>

◎例外的に、『医学研究科(医学部)・医学部附属病院』所属の者(病院地区受検者)で、胃がん検診を申し込まれている方については、Web による事前予約は不要です。受検日の調整を行いますので、

後日部局から案内された受検日に、必ず健康診断の他の項目と併せて受検するよう周知願います。

3. 受検義務：

この職員一般定期健康診断(従来型)または、職員一般定期健康診断(予約型)は法令で受検義務が課せられている健康診断となりますので、必ずどちらかを受検するよう指導願います。(労働安全衛生法第66条第5項・京都大学安全衛生管理規程第35条)

なお、職員一般定期健康診断(予約型)と今回通知の職員一般定期健康診断(従来型)との重複受検は認めていません。

また、健康診断の省略に関しては、**10.定期健康診断の省略**をご参照ください。

4. 検査項目等：別紙2のとおり

5. 受検当日に持参するもの

- ・認証 IC カード
- ・採尿容器(受検日当日の早朝尿)

(以下対象となる教職員で事前申込者(別途案内済)のみ)

- ・胃がん検診用の受診票(後日配付)
- ・大腸がん検診用の採便容器(後日配付)

※胃がん、大腸がん検診の申込みは、7月28日(金)17:00で締め切りますので、お申し込みの方はお急ぎください。

6. 受検にあたっての注意事項

「職員一般定期健康診断(従来型)のご案内と注意事項」をご確認ください。

7. 胃の検査について(事前申込者のみ)

- ・飲食、薬の服用や喫煙等の制限については、後日受検者に案内される注意書き(文書)を確認してください。

8. 大腸がん検査について(事前申込者のみ)(キットの入っている袋は緑色です。)

- ・後日案内の注意書き(文書)を確認してください。
- ・受検当日提出分(1回分のみも可)のみで検査をします。
当日持参できない等の理由で、検便のみ別日として提出することはできません。
また、複数日に分けての提出もできませんので、あらかじめご確認ください。
毎年、検便提出に関して受付でこれらの説明が必要となっており、混雑する原因の一つとなっています。教職員への事前の周知をよろしくお願いいたします。

【お願い】検査容器は、健康管理室での予約型健康診断用に配付しています検便キットとは異なります(袋は緑色)。

予約型健康診断用の容器で提出いただいても受理できませんので、特にご注意ください。

9. 事前 WEB 問診の登録(学内限定アクセス)

会場での健診実施に先立ち、事前問診を Web サイトからアクセスして登録をお願いします。

受検日の前日が入力期限となっていますので、忘れないように登録をお願いします。

事前の問診登録がない場合や入力した最後に「送信」が押されていない場合、当日会場に設置した専用タブレット端末で入力いただきます。

Webサイト→ <https://u.kyoto-u.jp/employee/>

入力開始日:8月10日(木)

入力開始日より前に入力されたデータは無効となりますので、ご注意ください。

10. 定期健康診断の省略

1) 今年度の間人ドック等受検(予定)者

-
- ※ 人間ドック等、他の医療・健診機関で必要な検査項目(別紙2参照)を満たした健康診断を受検(予定を含む)し、その結果の(写)を環境安全保健機構産業厚生部門に提出(予定を含む)した場合は、今回の健康診断を省略することができます。
- ただし、文部科学省共済組合の実施している人間ドックを受検した者又はする予定の者で、共済組合からのデータ提供に同意した又はする予定の者は結果の(写)の提出は不要です。
-

2) 今年度の4月1日以降の採用者で、受検日が採用前3ヶ月以内である就職健康診断書を採用時に提出した者、既に、今年度の雇入時の健康診断を受検した者

11. その他(対象者の詳細他)

- 1) 支援職員・特定職員・時間雇用教職員:1年以上雇用される事が予定されている者、又は更新により1年以上雇用されている者、かつ時間雇用職員にあっては1週間の所定労働時間が30時間以上の者が、法定対象者となります。法定対象者以外の者については希望者のみ対象とします。
- 2) 8月2日以降の新規採用者は、10月以降に健康管理室で実施する雇入時健康診断を受検してください。8月2日以降の採用で、雇入時健康診断の対象外(1週間の所定労働時間が週29時間以下の時間雇用職員)の方については、健康診断の受検を希望される場合、職員一般定期健康診断のWebサイトに掲載の「飛び込み受付簿」に記入の上、職員一般定期健康診断(従来型)にお越しください。
- 3) 本学学生の身分を併せ持つ教職員(TA・OA・RA等)については、職員一般定期健康診断の対象外です(学生一般定期健康診断で受検してください)。
- 4) 本学教職員に準ずる者についても対象範囲に含めますが、本学教職員の健康診断を受けなくてはならない事情や正当性など、部局長の責任で判断願います。
なお、本務先が別にある者については、原則、本務先の健康診断を受検するよう指導願います。
- 5) 職員一般定期健康診断(予約型)を受検した者は、この職員一般定期健康診断(従来型)を重複して受検することはできませんが、事前申込によりオプション検査の胃がん・大腸がん検査(予約型で受けなかった者)を希望した者は当該検査のみ受検できます。
なお、受検当日、職員一般定期健康診断(予約型)を受検済みの者で、胃がん・大腸がん検査のみ受検する者は、他の検査は実施しませんので、通常の順番待ちの列に並ばず受付まで直接お越しください。
- 6) 採尿容器・大腸がん検診キット・胃がん検診説明用紙の配付について
配付は以下のとおり予定していますので、部局の担当者がまとめて取りに来ていただくようお願いいたします。
配付日時:令和5年8月3日(木)、4日(金)10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
配付場所:産業厚生部門健康管理室(自動扉を入った受付でお声掛けください)
※数量の多い部局については、台車等で取りに来ていただくようお願いいたします。
昨年度の配付一覧を参考添付しますので、取りに来ていただく際の目安にしてください。
配付日時に来ることが難しい場合には、事前にご連絡(内線16-2418)願います。
- 7) 健康管理室では、雇入時の健康診断、職員一般定期健康診断(予約型)等、各種健康診断を実施していますが、それぞれ検査を外部委託している業者が異なります。それぞれの健康診断で指定して

いる検査容器以外では検査できませんので、間違えないようにどうぞよろしくお願いします。

8)健康診断に来られる際、健康診断会場では、熱中症対策のためにも、水分補給をしっかりと行ってください。検査のための飲食制限をされている方は特に注意願います。

9)予約後、都合がつかなくなった場合や、変更ができなかった場合については、実施期間内の別日に予約の空きがある場合は、飛び込み受検は可能ですが、当日予約されている方を優先しますので、お待ちいただく場合や、会場の混雑状況によっては受検をお断りすることもあります。あらかじめご了承ください。

12. 職員一般定期健康診断と関連して

1)海外派遣時健康診断(出国時)の省略

※ 今回の職員一般定期健康診断を受検された職員で法定検査項目を満たしている者は、受検日から6ヶ月以内に海外渡航(6ヶ月以上)のため出国される場合に、海外派遣時健康診断(出国時)を省略する事が出来ます。定期健診では項目不足の場合がありますので、その際には追加項目を受検いただくことがあります。

2)海外派遣(帰国)時健康診断の実施について:海外派遣(帰国)時健診__申込共通フォーマット添付

海外派遣・帰国時の健康診断については、所属部局(健診担当)経由で産業厚生部門__各種健康診断受検申込書(海外派遣(帰国)時健康診断)J(ファイル名:2023海外派遣(帰国)時健診__申込共通フォーマット)により依頼願います。追って健康診断日を調整のうえ指定し通知します。

上記の依頼のうち、一旦指定した日に業務等により受検できなかった場合の日程調整は、部局を通じて再度依頼をお願いします。

* 依頼は所定の様式でお申込みください。任意の様式での依頼はデータ取込ができないため受けできません。(項目に欠落がある場合も同様に受付できませんのでご留意ください。)

13. 担当(問い合わせ先)

問い合わせフォーム <http://www.hoken.kyoto-u.ac.jp/contact-kenshin/>

教職員ポータルサイトにはお寄せいただきましたご質問等を Q&A として載せて、随時更新していますので、ご参考にしてください。

<https://docs.google.com/spreadsheets/d/1roUfk6GyEkMT8WBtuuz6fX1slZglQ215/edit#gid=1844405220>

- ◆企画その他 → 環境安全保健課 保健衛生掛(16-2420、2400)
E-mail 810hoken@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
- ◆ 職員一般定期健康診断(従来型)システムに関すること(16-2419)
- ◆ 健康診断実施・医療に関すること(再検等) → 健康管理室(16-2405)